

見直しに向けた研究課題等の洗い出し 大分類B 専門的・技術的職業従事者

1 説明

高度の専門的水準において科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

2 分類の体系

B 専門的・技術的職業従事者

05 研究者	→自然科学系/人文・社会科学系
06～11 技術者	→農業/製造/建築・土木・測量/情報処理・通信
12～15 保健医療従事者	→医師、歯科医師等/保健師、助産師等/医療技術
16～18 専門職業従事者	→社会福祉/法務/経営・金融・保険
19～24 その他	→教員/宗教家/記者/美術家/音楽家 等

3 第5回改定における見直し

- ・国際標準職業分類に倣い、従来「大分類A 専門的・技術的職業従事者」「大分類B 管理的職業従事者」の配列順を入替え。
- ・製造技術者に係る職業の統合・分割
- ・新たな職業の追加等（情報処理・通信技術者に係る職業、医療技術者 など）

4 第5回改定の検討において反映されなかったご意見

- ・国際標準分類に準拠した専門的職業と準専門的職業の導入
- ・専門的職業の整理

5 本改定に向けたヒアリング等で寄せられた意見

- ・専門職とそれ以外の職業（管理職・事務職他）との区分けの整理
- ・企業の中にいる専門職の再構成
- ・厚生労働省編職業分類と日本標準職業分類の違いの整理

（ISCO-18 改定にむけた ILO における議論）

- ・大分類2 専門職の再整理

中等教育修了後の非高等教育を必要とする職業、長期の訓練や経験を必要とする職業、他の労働者の監督を必要とする職業、かなりの安全責任を必要とする職業などを専門職に移す可能性

6 ISCO-08、厚生労働省編職業分類との比較

(1) ISCO-08 との比較

- ・日本標準職業分類において、大分類Bに位置付けられている職業は、ISCO-08において、おおむね大分類2専門職又は大分類3技術職、準専門職に位置付けられていた。
- ・ISCO-08において、大分類2専門職又は大分類3技術職、準専門職に位置付けられている職業のうち、日本標準職業分類の大分類Bに位置付けられていない職業は一定程度確認できた。

(2) 厚生労働省編職業分類との比較

- ・大分類の構成は大きく異なるが、中分類では対応関係が整理されている。
- ・改定時期が異なることから、新しい職業が追記されている。